又同日本院は中央社会保険医療協議会委員に関原健夫を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は社会保険審査会委員に森俊介及び矢野隆男を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は調達価格等算定委員会委員に植田和弘、辰巳菊子、山地憲治及び和田武を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に保田眞紀子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一及び佐脇浩を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

質問書提出

三月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

三菱電機の過大請求と次期戦闘機調達に関する質問主意書（吉井英勝提出）

内閣府原子力委員会の小委員会が見解をまとめた「原子力発電所の使用済み核燃料を再利用する核燃料サイクルの在り方」に関する質問主意書（木村太郎提出）

国土交通省の八ッ場ダム治水効果の検証に関する質問主意書（塩川鉄也提出）

参　議　院

質問主意書提出

三月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問主意書（岩井茂樹提出）（第四六号）

人事異動

法　務　省

（東京地方検察庁検事兼法務省民事局付）検事兼法務事務官　児玉　禎治

外務省に出向させる

法務事務官（法務省民事局付）の併任を解除する（三月一日）

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年３月７日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年３月５日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県	仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県	秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県	社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県	宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設
群馬県	社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設
埼玉県	社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設
千葉県	千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設
東京都	社会保険中央総合病院及び社会保険蒲田総合病院
神奈川県	川崎社会保険病院、川崎社会保険介護老人保健施設、社会保険横浜中央病院及び社会保険相模野病院
石川県	金沢社会保険病院及び金沢社会保険介護老人保健施設
福井県	福井社会保険病院、福井社会保険介護老人保健施設、社会保険高浜病院及び高浜社会保険介護老人保健施設
山梨県	社会保険鰍沢病院及び鰍沢社会保険介護老人保健施設
静岡県	三島社会保険病院、三島社会保険介護老人保健施設及び社会保険桜ヶ丘総合病院
愛知県	社会保険中京病院及び中京社会保険介護老人保健施設
三重県	四日市社会保険病院及び四日市社会保険介護老人保健施設
滋賀県	社会保険滋賀病院及び滋賀社会保険介護老人保健施設
京都府	社会保険京都病院
大阪府	星ヶ丘厚生年金病院
兵庫県	社会保険神戸中央病院、神戸社会保険介護老人保健施設及び社会保険神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	奈良社会保険病院
山口県	社会保険下関厚生病院及び下関社会保険介護老人保健施設
徳島県	健康保険鳴門病院
愛媛県	宇和島社会保険病院及び宇和島社会保険介護老人保健施設
高知県	厚生年金高知リハビリテーション病院
福岡県	健康保険直方中央病院、社会保険久留米第一病院及び久留米社会保険介護老人保健施設
熊本県	健康保険八代総合病院

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第１項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年三月五日

九州経済産業局長　滝本　徹

一　件名　日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年三月二十九日　午後二時から

三　場所　かごしま県民交流センター（鹿児島県鹿児島市山下町十四―五十）

四　事案の要旨

1　原料費調整制度の変更に伴う一般ガス供給約款の変更を行う。

2　詳細は、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番１号　福岡合同庁舎）並びに日本瓦斯株式会社（鹿児島県鹿児島市中央町八―二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した九州経済産業局長あての意見陳述届出書（一人１通に限る。）を作成し、封筒の表に「日本瓦斯関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年三月十五日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一一―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番１号　福岡合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長がお意見を述べるにふさわしいと認める者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「日本瓦斯関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人１通に限る。）により、平成二十四年三月十五日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一一―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番１号　福岡合同庁舎）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。